

青少年の皆さん、
そして
保護者の皆さんへ

サイバー犯罪

家族みんなで気をつけよう!



誹謗中傷に注意

掲示板の管理者やプロバイダ等に
掲示板の削除等を相談

ホームページ・掲示板等に、掲載されている情報
が個人の権利を不正に侵害（自分の個人情報や画
像が勝手に掲載されたり、悪口が書かれたり）して
いる場合には、掲示板の管理者やプロバイダ等が情
報の送信を停止することができるようになっていま
す。（プロバイダ責任制限法）

対策

- 他人の個人情報を本人の許諾なく掲載することは
厳に慎みましょう。
- ホームページや掲示板は、どのような人が見てい
るかわからずから、自分の家族・友人の個人
情報を安易に載せないようにしましょう。
- 自分の個人情報をある程度公開しなければなら
ないときは、電話番号や詳細な住所などまで本当に
必要なのか、十分に考えてから実行しましょう。



平成19年上半年の名誉毀損、誹謗中傷等
に関する相談受理件数

4,202件 (前年同期比15.8%増)

実例

中学校の女子生徒が自分の携帯電
話から、インターネット掲示板に他の
中学生を誹謗する内容を書き込み、侮
辱した。

(平成19年1月)

出会い系サイト

出会い系サイト利用上の規制

「出会い系サイトの利用は18歳未満の児童は利用できません。」
出会い系サイトを利用して大人が18歳未満の児童に性交等の相手
をしてほしい、お金を払うから交際してほしいなどと書き込みするこ
と、18歳未満の児童が性交等の相手や援助交際の相手を捜す書き込
みをすることは、「出会い系サイト規制法」で禁止されており、処罰の
対象となります。

甘い言葉の奥に、恐ろしいワナが

メールの相手はどんな人なのかわかりません。出会い系サイトで知
りあつた者に殺されたり、誘拐されたりする事件が発生しています。

対策

- 「出会い系サイト」は、見ない。書き込まない。絶対に会わない。

※出会い系サイトにかかる犯罪予防ページ <http://www.npa.go.jp/cyber/deai/>



実例

女子児童が、出会い系サイトで知
りあつた男にホテルに連れ込まれ、
わいせつな行為をされるとともに覚
せい剤を注射された。

(平成19年1月)

架空・不当請求メール

架空・不当請求メールには 落ちついて対応

利用していない有料サイトの料金を請求する「架
空請求」メール、メール中のURLをクリックしただ
けで料金が請求される「不当請求（ワンクリック請
求）」メールが依然として多いようです。不意の料
金請求がきても、身に覚えのないものや、「有料」
である明確な表示がないものについては、支払う必
要はありません。

対策

- 慌てて料金を支払わない。
- メールを返信したり問い合わせの
連絡先に連絡しない。
- 不審なURLをクリックしない。
- 証拠を保存しておく。



ネットゲーム（オンラインゲーム）

ゲーム内の“ルール違反”では すまされない不正アクセス

ネットゲーム上で相手のアイテムを盗んだりしよ
うとして他人のID・パスワードを無断で使用して
ログインすることは「不正アクセス禁止法違反」と
いう立派な犯罪となります。たとえゲームであって
も、他人のID・パスワードを無断で使ってはいけ
ません。

また、こうした被害にあわないように、自分のパ
スワードが他人に知られないよう、気をつけること
が大切です。特に簡単なパスワードは他人に見破ら
れてしまいますので禁物です。

ネットゲームの向こう側には「人」がいる事を忘
れずに、ルールやマナーを守って遊びましょう。

対策

- ルールを守ってプレイする。
- パスワードを人に教えない。

